

大阪市 税収六千億円

山口 敦

産経新聞大阪社会部

半分が「生活保護費」

という惨状

遠い自立、受給者の孤独

「保護費を大切に使う事 117280」

大阪市住吉区に住む京都出身の元日雇い労働者の男性(72)の部屋には、そんな張り紙があった。十一万七千二百八十円が、男性が毎月手にする生活保護の受給額だ。

「住居費42000 光熱費 電気

3500 ガス2500 水道(2

カ月) 5500、衛生費 銭湯3日

に1回4000+? 散髪2000

洗たく(コインランドリー) 2000

食費25000+? (米含む) ……

小計101500」

「残った額は肌着、衣類、布団乾燥機代などに残して置く事」と但し書き

もある。「弁護士費5000円」とある

のは、消費者金融などの借金で自己

破産した際の弁護士費用を分割払い

しているからだ。教養費五千円から

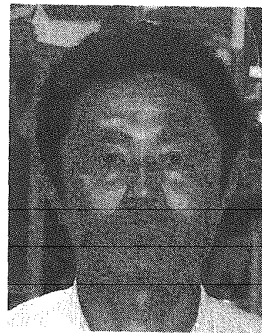
スポーツ新聞を一紙購読している。

酒は飲めない。たばこも二十年前

にやめた。ただ月に二回くらい、運

の向きそうな日にロト6を買う。電

気代を節約するため、エアコンには





生活保護受給のため西成区役所前に集まる受給者。2010年6月1日8時30分
(写真提供/産経新聞社)

黒いカバーが被せられ、粘着テープが嚴重に貼り付けられていた。『生活保護天国というような報道もあるけど、そんな贅沢とでもでけへん。ほんまにぎりぎりです』という。男性の生活は驚くほど孤独だ。月

一回、新聞代を近所の新聞店に支払いに行くときに従業員と立ち話をするのが、ほとんど唯一の人との会話だという。

取材中、男性がテレビを買い換えるかどうかで真剣に悩んでいると打ち明けた。プロ野球の阪神の中継に力を入れるサンテレビが映らず、好きな野球がなかなか見られないのだという。ただ、テレビの買い換えは、受給者の生活では相当の出費になる。

取材を中断し、チャンネルを少し調整すると、ほどなくして、サンテレビは映るようになった。

「ああこれで、プロ野球の間は生きる楽しみができた」

男性が、思わず漏らした言葉の孤独な響きが耳にこびりついた。

三十歳で家を飛び出し、約三十年間、西成を拠点に日雇い労働者として全国の工事現場を転々とした男性

の半生は、そのまま日雇い労働者の街が歩んできた歴史と重なる。

昭和五十年ごろには、その当時でも七、八千円の日当があったが、稼いだ金は翌日には使い切った。将来のことなど考えたこともなかったという。昭和から平成の移り変わりも、広島の現場で迎えた。

五十歳を超えたころから、「保険も年金もなんにもない、これからどないすんねんやろ」と思うようになった。

そのうち、建設の仕事はなくなり始めた。月一万八千円のアパートを借り、屋台でラーメンを売った。手引きで午後五時ごろから午前二時ごろまで、一杯五百円のラーメンが日に三、四杯しか売れないときもあった。雨が降ると休み。年とともに、体も足も悪くなり、平成十二年から生活保護をもらうようになった。

「周りのもんをみるかぎり、生活保護はまだまだ増える。これから何年世話になるのかと思うと、月一万でも二万でも返したいと思うんやけど」

昨年は、北新地の飲食店で皿洗いの仕事を見つけ、高齢を押しして半年働いたが、足の調子が思わしくなく断念した。

若い時に親や兄弟と縁を切り、保険も年金もかけず、稼いだ金を使い果たし、年を取ったら生活保護か。そんな批判は当然あるだろう。それでも、男性はまだ人として生きるための何かを探して、一人、老いのなかをさまよっているようにみえた。市の担当者によると、そんな受給者はまれだという。

男性は言った。

「医療も受けさせてもらえし、生活保護はありがたい。けど、人に迷惑がかからないなら、明日にでも死

にたい。ただ、死んでも、その後始末の金を役所に出してもらわなあかんです」

申請は毎月三千件

大阪の生活保護を取り巻く実態を背景に、全国の現場を取材し、産経新聞大阪社会部として、『生活保護が危ない』「最後のセーフティーネット」はいま(扶桑社新書)を出版したのは、平成二十年九月だった。その直後に起きたリーマン・ショック以降、生活保護受給者数の増加はさらに加速し、制度の底が抜けた。

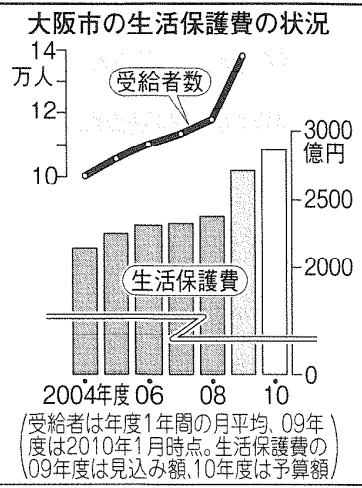
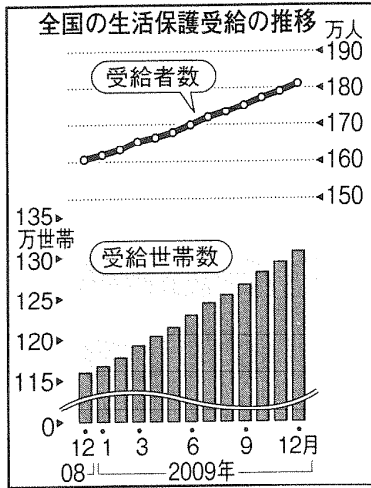
二十一年以降の生活保護の申請件数は毎月約三千件、二十年度から倍増し、高止まりしたままだ。取材を始めた十八年度当時、年二千二百九十億円だった大阪市の生活保護予算は、二十二年度は二千八百六十三億円。わずか四年で一・二五倍、二十

年前の三倍に増加し、三千億円台が目前になっている。これは、二十二年度の市税収入六千九十一億円のほぼ半分を占める規模だ。

市の直接の負担は四分の一で、残りは国が負担するが、すべて税金でまかなわれていることには変わりはない。国も地方も危機的な財政状況のなか、制度としてどこまで持ちこたえられるのか。まさに末期状態と言えるが、国や地方自治体は責任をなすりあうばかりで、議論が深まる気配は一向にない。

「生活保護の見直しは、どう転んでも票を減らすだけ。そんなところにも本気で手を付けようとする国会議員は自民でもいなかったし、民主政権ならなおさらない」とは、わが社の政治部員の分析だ。

生活保護の概略を理解してもらうため、もう少しデータをみてもらい



(画像提供/共同通信社)

たい。
二十二年度の国の生活保護予算は、二兆二千六億円。最新の受給者数は、百三十五万三千二百三十六世帯、百八十七万四千三百三十五人(二十二年四月現在)なので、単純に二十二年年度予算を最新の受給者数で割

ると、生活保護は、受給者一人当たり年約百二十万円、月約十万円の費用で運営されていることになる。ただ、ケースワーカーなど公務員の人員費はこれとは別だ。
生活保護は、様々な事情で世帯全体の収入が、国が地域や世帯構成などによって定める最低生活費に届かないと認定されて初めて、不足分が支給される仕組みになっている。現役の暴力団員には支給しない方針が示されているものの、元ヤクザであれば、前科があれば、生活に困窮していれば、無差別平等に最低限の生活を保障するのが、わが国の最後のセーフティーネットだ。

最低生活費は、地域や年齢ごとに細かく決められ、医療費や介護費を別にした生活費が一人暮らしで六〜八万程度、二人で九〜十二万円程度、三人で十二〜十五万程度がおおまかな目安。これに、たとえば大阪市な

どの都市部では家賃四万二千円が別に支給される。
多人数世帯ほど受給額は高額になる傾向があり、大阪市では、七人世帯で月約四十万円を受給する男性がおりいかなものかと、市議会でも取り上げられたこともあった。この男性は定職につかない一方、少年野球の監督をしていた。
国の被保護世帯の構成比を見ると、高齢世帯三八・一%、傷病・障害者世帯三四・四%、母子世帯九・九%、その他二七・五%(二十年度)。従来は、高齢者と傷病・障害者、母子家庭がほとんどを占めていたが、リーマン・ショック後、これまで稼働年齢層とされてきた六十五歳以下の受給者も急増している。
政令市として全国で最も保護率が高い大阪市だけを見ると、受給者は十万八千六百九十世帯、十四万九百四十六人(二十二年三月現在)。保護

率が高いのは、高齢者や傷病・障害者、母子家庭がほとんどを占めていたが、リーマン・ショック後、これまで稼働年齢層とされてきた六十五歳以下の受給者も急増している。
政令市として全国で最も保護率が高い大阪市だけを見ると、受給者は十万八千六百九十世帯、十四万九百四十六人(二十二年三月現在)。保護

率五・二九%（全国一・四七%）。市全体では、二十人に一人、二十四区のなかで最も保護率が高い西成区では五人に一人、同区のなかでも日雇い労働者の街といわれているあいりん地区（釜ヶ崎）では、実に三人に一人が生活保護を受ける状況になっている。

瞬く間に消えた現金五億円

そんな西成区の生活保護現場はどうなっているのだろうか。

「生活保護の現状を取材するなら、支給日の西成区役所を見てほしい」

ある大阪府幹部から、最初にそう聞いたのは平成十八年、職員厚遇問題や同和行政の不祥事に揺れる大阪市役所の担当になって一年が経過したころだった。早速、月初めの支給日に西成区役所を訪ねた。会議室に運び込まれた五億円の現金が、瞬く

間になくなっていく光景に思わず息を呑んだ。

午前九時、受付開始と同時に庁舎四階の会議室のドアが開け放たれると、月一回の生活保護の現金支給を受けるため、フロアを埋めていた生活保護受給者の一団が、小走りに窓口に向かった。ほとんどは高齢の男性だが、なかには、子供連れの母子の姿もある。数分の手続きで、番号ごとに新札の入った現金入り封筒を手渡される。出口のそばにある事務机では早速、封筒を破り、現金を財布やポケットにしまい込む人が列をなした。

「危ないから、ちゃんとポケットにしまってから帰ってやあ」

胸ポケットから封筒を出したまま足早に立ち去ろうとする人に、女性職員が何度も注意する声が会場に響いた。市役所近くでは、支給日を狙

った、このあたりでいう「シノギ」、つまり強盗事件が実際に発生しているからだ。

会議室前のロビーでは、七、八人の受給者が、セカンドバッグを持った貸金業者らしき男に、受け取ったばかりの茶封筒から現金を渡す姿もあった。

あいりん地区では、生活保護受給者が平成十七年度末で六千二百世帯を突破し、十年で五倍近く増加している。一方、あいりん労働公共職業安定所が日雇い労働者に発行する雇用保険被保険者手帳、通称「白手帳」の所持者は、十八年度で四千六百七人とピーク時の五分の一以下に減少し、すでに生活保護受給者と逆転。日雇い労働者の街は、元労働者たちの高齢化に伴い、生活保護の街へと急速に転換している。

この日、窓口で生活保護費を現金

●2大スクープ!

で受け取ったのは、約四千二百世帯。銀行口座払いなどを加えると、受給世帯は計一万七千八百世帯で、支給額は月二十億八千万円だ。

実は、生活保護で支給されるのはこれだけではない。大阪市の場合、生活保護費の五〇%以上を占めるのが、医療費の全額を公費で負担する医療扶助費だ。人口十三万人あまりの西成区だけで、平成十八年当時で年間約五百億円、二十一年度（決算見込み）では、六百七億円が保護費として支給されていることになる。

大阪市の多くのケースワーカーが、「生活保護を取り巻く状況は、ここ数年で急激に変わった」と口をそろえる。「『もらわな損』と、権利ばかりを主張する人が増えた」と。市内には、住民全員が生活保護を受けているマンションも少なくない。別のケースワーカーは受給者を訪問したさい、同じアパートの住民に囲まれ「兄

ちゃん、うちにも保護かけてえなと口々にせがまれた」と苦笑した。

区役所で離婚届を出したその足で、生活保護の申請に来る人もいる。

「母子家庭になったら保護を受けられるって聞いたのに」と、役所の玄関先に「元夫」を待たせ、あけすけに不満を口にする母親。「母子家庭でもがんばってはる人はいくらでもいてはるで」。担当者はそう返すのが精一杯だった。

大阪市幹部は「高齢化が進み、自立できない人が増えている。今日的な生活保護の意義を考えなくてはならない。戦後六十五年の社会状況の変化に制度がついていっていない。制度は疲れ切ってしまった」と話した。

拡大する貧困ビジネス

「最盛期は、約五十人の受給者から毎月百万円ぐらい集金した。収入は

すべて保護費だった」

そう供述したのは、大阪府警捜査四課が詐欺容疑で逮捕したNPO法人「いきよう云」（解散）の元代表だ。

同関係団体を勾留させる名刺や動物愛護団体の名刺を持ち歩き、大阪市だけでなく和歌山市、石川町金沢市、広島県福山市などでも保護申請に行っていた。

二十二年度に入り、大阪では「囲い屋」など、生活保護を食い物にした貧困ビジネス業者の摘発が相次いでいる。

生活保護受給者の敷金や引越時代などを詐取した疑いで、府警捜査二課が逮捕した自称NPO法人幹部は、自身も元受給者。その経歴をもとに「外形的な状況さえそろえておけば、役所はあれこれ聞いてこない」と仲間らに貧困ビジネスのツボを伝授していた。

こうした敷金がらみの貧困ビジネス

スだけで、大阪市が「要注意」と警戒する団体・業者は三十を数えるが、行政にとって要注意の業者でも、受給者が「保護を受けさせてくれた」と恩義に感じるケースが少なくない。

大阪市旭区のマンションに住む男性(61)は、自動車修理や建築業など職を転々とするうち生活苦に陥った。知人から西成区の団体を紹介され、保護を申請したのが約三年前。「あの団体がなければ、飢え死にしていたかもしれない」と率直に明かす。

一方で、団体の指示により、別の区に転居したこともあった。なぜ引越すのか、説明はなかった。

「団体の代表が保証人になってくれた。嫌とはいえない。敷金などは役所が出してくれたはず」

この団体の代表者は、「路上生活者の支援に一定の経費がかかるのは事実。ゼロゼロ物件と違って斡旋して

も、実際は誇大広告でいろいろ条件がついて費用が必要になる場合もある。ピンハネはしていない」と正当性を主張、現在も活動を継続中だ。

長年、困窮者支援に取り組んでいた市内の団体幹部は、「生活保護関連のビジネスで、悪質かそうでないかの線引きは難しい。底辺にいる人には、天使でも悪魔でもいいから救いあげてほしいという考えもある。国が生活保護以外に路上生活者を救う仕組みを持たない以上、貧困ビジネスは今後も拡大していく」と予測した。

中国人の大量申請

生活保護のプロジェクトチームを設置し、不正受給や悪徳業者の告発にも積極的に乗り出すようになった市が次に狙いを定めるのは、貧困ビジネスの最大の温床とされる医療機

関だ。生活保護受給者の医療費を全額公費で負担する医療扶助は、保護費全体のほぼ半分を占め、大阪市内は平成二十年度に一千百二十九億円。敷金や家賃などとして受給者に支給される住宅扶助三百六十三億円の三倍以上にのぼる。

医療扶助をめぐるのは、奈良県大和郡山市の医療法人雄山会「山本病院」(廃止)で、受給者への不正な医療行為や診療報酬詐欺が発覚したばかりだ。同病院の二十年度の入院患者のうち、六割にあたる二百六十四人が大阪市からの受け入れ患者で、府内の病院との間で受給者を紹介し合うネットワークの存在が判明した。

大阪では、「ナイチンゲール主義」ひょうぼうを標榜し、身寄りのないお年寄りや精神障害者など、引き取り手の少ない生活保護受給者を食い物にしていた旧安田病院グループの診療報酬詐

欺事件が知られているが、医療関係者は「そのノウハウは今も多くの病院で引き継がれている」と打ち明ける。

今年四月には、大阪市西成区の受給者から向精神薬を買い取って転売した男が麻薬取締法違反容疑で摘発される事件があり、精神疾患で医療機関を受診した受給者三百二十二人のうち、八十人が基準以上の向精神薬を受け取っていた実態も表面化している。

市は、「専門性の高い医療行為に役所が介入することは難しい」患者の受け入れで協力してもらうことができず、病院と対立すると仕事ができなくなる」と及び腰だったが、生活保護費の急増を受けて、ようやく重い腰を上げた。

レセプトデータに基づく市の調査では、府内の三十四医療機関に入院または通院していた患者全員が受給

者だったことがわかり、当面、市内の十六医療機関を対象に、立ち入り調査に乗り出す方針だ。

さらに今年、新たに発覚し、市を揺るがしたのが、中国人の生活保護大量申請問題だ。中国・福建省出身の日本人姉妹の親族とされる中国人四十八人が、今年五月から六月に入国した直後に生活保護を申請し、うち三十二人の受給が決まっていたことが判明した。

実は、市では外国人の生活保護受給が一人を突破している。長年放置されてきた在日韓国・朝鮮人などの無年金問題などがその要因とされている。なぜ外国人が日本の生活保護を、と思われるかもしれないが、「永住者」「日本人の妻」など留資格

がある外国人が生活に困窮した場合、生活保護を準用するという昭和二十九年の厚労省通知がその根拠に

なっている。

とはいえ、生活保護が膨れ上がるなかでの今回の中国人の大量申請に、市は厚労省や入国管理局などと折衝を繰り返した末、「結果的に生活保護受給を目的として入国したと見なさざるを得ない場合などは、市が独自に打ち切りを判断できる」とする回答を厚労省から取り付け、支給打ち切りの方針を決めた。

騒動は今のところ収束に向かっていくが、帰国する中国残留邦人が高齢化するなか、留資格を得た親族が生活困窮に陥った場合、その対応をどう考えるのかという根本的な問題はそのままになっている。

受給目的で大阪へ転入

「大阪は自治体が甘く、よそに比べて生活保護を簡単に受けられるからこういうことになるのではないか。

同和問題や在日外国人、暴力団がらみでは今でもかなり弱腰だと聞く。そういう体質が生活保護でも出ているんじゃないか」

大阪で生活保護の取材をしていると、そういった類の質問を受けることが一度や二度ではない。いわゆる「大阪悪玉論」だ。インターネット上などでは、「ダメ大阪を日本から分離すればいい」というような意見も珍しくなくなった。

実際、「別に組員を名乗るからといって、個人ならそれほどたじろぐことはない。でも、政党や労組がらみであれ、新左翼系であれ、右翼系であれ、行政に圧力をかけることに長けた団体には、窓口では基本的に強くは出られない」

市のケースワーカーがそう打ち明けるのを聞いたことがある。

私は、大阪悪玉論のすべてに、根

拠がないとは思わない。しかし、生活保護の問題は、国全体の問題であり、今の大阪の姿は近未来日本の姿だと考えている。

昨年十二月に市に生活保護を申請した二千八百十六人のうち、一割近い二百七十四人は、半年以内に三十一都府県から転入していたことが判明している。なかには、自治体から大阪への行きだけの交通費、いわゆる「片道切符」を渡されてきた事例もあった。

送り手側の見識が問われるのは当然だが、かつて日雇い労働者のための簡易宿泊所だった「ドヤ」の多くが、生活保護受給者にターゲットを絞った「福祉マンション」へと名前を変えつつあるように、生活保護が地域経済に組み込まれつつあるという現状が大阪にはある。

一度入ったらなかなか抜け出せ

ず、そのままにいるうちに周囲からは孤立していく。そんな「生活保護の罠」に、都市ごとはまり込んでしまったのが今の大阪の姿ではないか。

年金より生活保護

私は、今の生活保護制度は、少なくとも五つの深刻な問題を抱えていると考えている。

第一は、年金や雇用対策、在日外国人政策などの不備を、すべて生活保護にカバーさせてきたことによる制度破綻。年金との乖離かいり一つを例にとっても、それは明らかだ。

厚労省によると、国民年金の基礎年金のみの受給者は一千百五十一万人いるが、老齢基礎年金では、四十年間かけ続けても支給額は月六万六千円あまり。未加入期間のある人も多く、平均支給額は月四万九千円にとどまっている。

●2大スクープ!

これに対し、都市部の六十五歳の単身世帯の生活保護費の算定モデルでは、生活扶助七万九千五百三十円、住宅扶助が四万二千円の計十二万一千五百三十円だ。

貧困問題の研究者の間では、所得だけで見れば本来、生活保護が受けられる水準にあるにもかかわらず、保護を受けていない人は受給者の三〜四倍にのぼるといのが定説になっている。「年金と生活保護では、制度の性格が違う」と厚労省は繰り返すが、これでは「年金などかけなくても生活保護をもらえばいい」という声が増えて当然だ。

二つ目は、すでに触れたように受給者の増加による財政問題。

三つ目は、三代、四代にわたって生活保護を受け続ける世帯が出始めたように、制度からの自立の難しさ、貧困と生活保護の連鎖の問題だ。

そもそも、生活保護法はその第一条で「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と謳っている。

生活保護法の制定時に厚生省社会援護局保護課長だった小山進次郎氏（故人）は、著書『生活保護の解釈と運用』のなかで、自立に込めた当時の思いをこう書いた。

「最低生活の保障と共に、自立の助長という目的の中に含めたのは「人をして人たるに値する存在」たらしめるには単にその最低生活を維持させるというだけでは十分ではない。

凡そ人はすべてその中に何らかの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適應させることこそ、真の意味において生存権を

保障する所以である」

制度開始から六十年、当時の高い理想とは裏腹に、世代をまたいだ生活保護の連鎖が全国で相次いでいる。関西国際大学の道中隆教授が、堺市理事時代の平成十八年に実施した抽出調査では、生活保護受給世帯のうち二五・一%が、過去に生活保護受給世帯で育った経験があることが判明した。記録はないものの、成育歴などから、受給世帯で育った可能性が高い例は他にも多数あり、実際の継承率はさらに高いとみられる。

貧困はひとつことではない

二十年七月の国の被保護者全国一斉調査をもとに、独自にデータを分析してみた。同調査によると、収入増による自立（死亡などによる廃止を除く）は一月に二千五百六十九世帯。同年の生活保護受給世帯は百十

四万八千七百六十六世帯なので、自立世帯数を十二カ月分に換算して単純に割ると、生活保護からの自立率は年二・七%という数字が出る。これは、現場で聞いたケースワーカーたちの実感とほぼ一致する割合だ。

ただ、厚労省の担当者は「そうした計算ができることは否定しないが、経済的な自立だけが自立ではないと考えている。受給者に、高齢者や障害者が数多く含まれるなかで、そうした単純計算で出した割合をそのまま自立率として国が示すことには問題がある」とする。

厚労省がなぜ自前の分析を行おうとしないのか、その理由がわからない。この危機的な状況にある制度を改善するためには、まず正確な実態把握こそ必要ではないか。

問題の四つ目は、制度をとりまく規範意識やモラルの崩壊だ。不正受

給や貧困ビジネスの問題についてはすでに触れた。児童虐待事件を起した家庭の多くが、生活保護の受給世帯である事実からも目を背けるべきではないだろう。アルコール中毒やギャンブルへの依存から抜け出せず、生活保護費を使い込んで、借金に手を出す受給者も少なくない。不祥事が相次ぐケースワーカーたちの荒涼とした現場にも、目を向ける必要がある。

生活保護の急増に伴い、慢性的なケースワーカー不足に陥っている大阪市は、今年から三年の任期付職員二百二十人あまりを追加募集したが、ただでさえ厳しい職場を「期間職員」で埋め合わせてしまった。新人ケースワーカーたちがその士気をいつまで保ち続けられるか心配だ。

生活保護の問題は、決して受給者と行政だけの問題ではない。生活保

護の窓口では、いとも簡単に放棄される扶養義務が大きな問題になっている。自分は関係ないと思っいても、親戚や友人にまで話を広げると、どこかで貧困に突き当たるのが、現代の多くの日本人ではないか。

「誰にも迷惑をかけずに普通に暮らしていきたい」と思っても、倒産やリストラ、病など、わずかな偶然が重なれば、いつ自分自身が貧困に陥ってもおかしくない。貧困がひとごとでなくなるとき、生活保護以外に頼ることができる選択肢を、我々はいくつ持ち合わせているだろうか。

五つ目の問題が、国や行政の思考停止だ。これには、報道の責任も大きい。生活保護を巡る報道は、長らく主に二つのパターンしかなかった。生活保護を希望する人をすべて「弱者」として正当化し、悲惨な餓死事件などをきっかけに支給不足を徹

●2大スクープ!

底的に批判する行政たたき。

そして、逆に不正受給などをきつかけに手のひらを返したように展開する受給者たたきだ。最近、財政面での問題や、貧困ビジネスの報道なども相次いでいるが、冷静な議論のための材料をどこまで提供できているだろうか。自戒を込めて取り組みたい。

国の根幹を揺るがす

そんな生活保護に、はたして処方箋はあるのだろうか。抜本的な解決は至難の業だということを承知したうえで、私見を述べると、象徴的な意味からも、まず世代をまたいだ生活保護の連鎖を断ち切る必要があると考える。教育支援はもちろん、場合によっては親権の制限も検討するべきだ。

現状では、ほとんど機能している

ように見えない生活保護にいたる前の第二のセーフティネットも重要だ。踏み台として、分かりやすく使いやすい制度に設計し直す必要がある。

高齢者や障害者、母子家庭、雇用難民、在日外国人など、すべてを対象にしてきた制度を見直し、必要性や自立の可能性などに応じた事業の仕分けを、ここでこそ行うべきだ。生活保護だけでなく、年金や雇用対策の改善とも連動させていくことが不可欠になる。そのためにも、正確な実態把握が欠かせない。

不正受給への制裁措置、扶養義務の履行徹底、行政の調査権限の強化なども、早急に実現するべきだろう。

そしてなにより、若者が「働くより、生活保護がいい」と冗談でも思うような風潮を断ち切るためにも、日本人がその矜持として持つていたは

ずの勤労、勤勉の価値を再評価する必要があるのではないか。たとえ高齢や障害などの理由で経済的には生活保護から自立できないとしても、誰かのために役に立ってる場が、生きるためにはどうしても必要だ。

高みから見ればなんとでも言っても、いざ現場に立ってみると、なかなか思うような言葉も対策も見つからないのが、生活保護制度の取材者としての実感だ。しかし今こそ、その現場に立脚しながら、何とか改善策を見いだせなければ、国はその根幹から崩れていくだろう。

やまぐちあつし

大阪府出身、神戸大学卒。一九九五年、産経新聞入社、松江支局配属。二〇〇二年から大阪社会部、高槻通信部、南大阪（動物園）担当、大阪府警捜査一課担当、大阪府庁担当、大阪府役所担当を経て、現、府警担当サブキャップ。大教大附属池田小の児童殺傷事件やJR福知山線の脱線事故、人権問題取材などを担当。二〇〇八年、取材班とともに「生活保護が危ない」最後のセーフティネット」はいま」(扶養社新書)を出版した。